

令和3（2021）年度 部局マネジメント方針

市民生活部長

たなか けんじ
田中 健司



私の決意（仕事に対する基本姿勢及び部局の取り組み方針）

市民生活部は、住民票などの各種証明書の交付、戸籍の届出をはじめ、消費生活相談、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金、医療助成業務、地域活動やNPO法人の支援など、主に市民のみなさまの暮らしに最も身近な業務を担当しています。

1 仕事に対する基本姿勢

市役所の顔である市民生活部職員は、次の基本姿勢に基づき職務を遂行いたします。

- 市民のみなさまの声にしっかりと耳を傾け、市民の立場に立ったきめ細やかで丁寧な対応に努めます。
- 市役所の顔としての自覚とおもてなしの心で、迷われている市民の方を見かけたら、速やかに声かけをし、適切に担当窓口をご案内します。
- 来庁された市民のみなさまに満足して帰っていただけるよう責任感を持って誠実に対応いたします。

2 令和3年度の取り組み方針

マイナンバー制度につきましては、今年度で6年目を迎え、カードの普及に伴いコンビニでの各種証明書の交付も年々増加しており、特に令和2年度には新型コロナウイルス感染症に係る特別定額給付金の申請や、国のマイナポイント事業の開始等により、カードの申請数が大幅に増加しました。

国のデジタルガバメントの推進により、今後もマイナンバーカードを活用した、様々な行政サービスが予定されていることから、申請されたカードを出来るだけ速やかに交付できる環境を整え、さらなるカードの普及に努めてまいります。

市民課及び行政サービスセンター等の窓口におきましては、コロナ禍での感染防止の観点からも、証明書発行手数料のキャッシュレス決済を一斉導入し、現金以外にも様々なお支払い方法でご利用いただけることで、窓口の利便性の向上に努めてまいります。

市民室市民課における郵送事務を含めた住民票や戸籍等の証明書請求にかかる業務につきましては、民間活力を活用することで、繁忙期や閑散期に合わせた体制整備やフロアマネージャーの配置など、窓口サービスの向上に努めてまいります。

市内7カ所のリージョンセンターにつきましては、無線LAN（Wi-Fi）環境を整備することにより、市民活動拠点としての機能強化を図り、コロナ禍及びポストコロナに対応した新たな市民活動が可能となるよう事業を実施し、市民のみなさまのまちづくりへの参画を促進いたします。

地域防犯活動への支援につきましては、SDGsの目標「平和と公正をすべての人に」に貢献すべく、女性や子どもを狙った犯罪や街頭犯罪、特殊詐欺の抑止等のための支援を引き続き行い、地域で活動されている市民の皆様や地域活動団体が安心してまちづくりに参画していただける環境を作ってまいります。

消費生活センターにおきましては、SDGsの目標「つくる責任・つかう責任」を踏まえ、持続可能な社会の形成に貢献する消費行動の推進を図るため、エシカル（倫理的）消費の啓発を含めた消費者教育の推進に取り組んでまいります。

また、コロナ禍においてワクチンに便乗した悪質商法、身に覚えのない商品の送り付けやインターネット通販に伴うトラブル等、新型コロナウイルスに関連した消費者トラブルの相談が増加しており、消費生活相談を始め市政だよりやウェブサイトを通じた注意喚起を継続して実施することで、市民の皆様が安心して暮らせるよう努めてまいります。

国民健康保険につきましては、2025年以降、これまでの「高齢者の急増」から「現役世代の急減」という新たな局面に変化するなかで、誰もが安心して医療を受けられる国民皆保険を堅持し、医療保険制度を安定的で将来に亘り持続可能なものとするためには、保険料収入の安定的な確保に向けた収納対策により一層取り組むことは勿論のこと、現役世代の負担上昇を抑えながら、高齢者をはじめとした予防・健康づくり事業の強化が必要と考えております。

特に、体の異常の早期発見・早期治療、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的に、本市国民健康保険に加入されている40歳から74歳までの方を対象に実施している特定健康診査につきましては、新型コロナウイルス感染症と診断された方で、重症化のリスクが高いのは高齢者と基礎疾患のある方とされていることから、受診の必要性を周知するとともに、受診率の向上に努め、SDGsの目標「すべての人に健康と福祉を」を踏まえ、健康づくりに関心を持つ市民を増やすとともに、健康づくりの習慣づけに取り組めます。

子ども医療費助成制度につきましては、令和4年1月より対象年齢を、15歳到達年度末から18歳到達年度末までに拡充し、子どもを安心して産み育てられる環境をより充実させることで、若者、子育て世代から「大阪に住むなら東大阪市」と選んでもらえるまちをめざして、制度の周知をしっかりと図るとともに、引き続き全ての対象年齢の方に対して、所得制限を設けず、子どもの医療に要する費用の一部を助成することで子育て世代の経済的負担を軽減してまいります。